

令和元年度 第5回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	令和元年 10月 31日 (木) 午後5時から午後6時30分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	<p>(委員 21名)</p> <p>市川会長、井上委員、岩月委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高原委員、竹中委員、中村(正)委員、大羽委員、増田委員、林委員、福島委員、山下委員、中村(哲)委員、中迫委員、大嶺委員、石黒委員、齋藤委員、酒井委員、小川委員</p> <p>(区幹事 6名)</p> <p>副区長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長</p> <p style="text-align: right;">ほか事務局4名</p>
4 傍聴者	3名
5 議 題	<p>(1) 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問</p> <p>(2) 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について</p> <p>(3) 高齢者基礎調査について</p> <p>(4) 検討課題と分科会の設置について</p> <p>(5) 国における介護保険制度の見直しの動向について</p> <p>(6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>(7) 特別養護老人ホームの開設について</p> <p>(8) 特別養護老人ホームの整備計画について</p> <p>(9) 都市型軽費老人ホームの整備計画について</p> <p>(10) 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について</p> <p>(11) その他</p>
6 資 料	<p>1 次 第</p> <p>2 委員名簿および座席表</p> <p>3 資料1 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について</p> <p>4 資料2 高齢者基礎調査 調査項目(案)</p> <p>5 資料2-1～2-6 高齢者基礎調査 調査票(案)</p> <p>6 資料2-7 高齢者基礎調査 調査票(案)に係る意見と修正</p> <p>7 資料3 検討課題および策定委員会分科会構成案</p> <p>8 資料4 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)国の検討状況について(令和元年9月末時点)</p> <p>9 資料5 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>10 資料6 特別養護老人ホームの開設について</p> <p>11 資料7 特別養護老人ホームの整備計画について</p> <p>12 資料8 都市型軽費老人ホームの整備計画について</p> <p>13 資料9 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較</p>

	<p>[参 考]</p> <p>1 練馬の介護保険の状況について（9月分）</p> <p>2 令和元年度練馬区介護の日記念事業（チラシ）</p>
7 事務局	<p>練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係</p> <p>TEL 03-5984-4584</p>

## 会議の概要

(会長)

ただ今より、第5回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

委員の出席状況、傍聴者の状況の報告、配布資料の確認を事務局から願います。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配布資料の確認】

(会長)

それでは、案件（1）「第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問」について願います。

(山内副区長)

【第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る諮問】

(山内副区長)

ただいま会長に第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事項について諮問文をお渡しした。計画策定に向けた審議に入るに当たり、一言ご挨拶申し上げたい。

現在、練馬区の高齢者人口は16万人である。団塊世代が全員75歳以上となる令和7年には16万3,000人になると予測している。前期高齢者は減少する一方、後期高齢者は増加しており、要介護認定率は現在の21%から令和7年には23.4%まで上昇する見込みである。また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯もますます増加すると考えられる。こういった状況から、今後、介護ニーズが大幅に増加していくことは確実である。このため、団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年度までに、地域包括ケアシステムを確立する必要がある。高齢者一人ひとりがサービスを選択でき、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられることを目指していかなければならない。

これまで区は、サービスの基盤となる施設、在宅サービスの整備を進めてきた。第7期計画における特別養護老人ホームの整備は、令和2年までの整備目標300人に対し既に405人分を確保しており、順調に進捗している。また、平成30年度には地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを25カ所に再編・設置し、介護予防や認知症対策など、センターごとに関係機関や地域団体と連携した取組を進めている。

一方で、介護需要の増加に対し労働者人口の減少が見込まれ、高齢者福祉サービスを支える人材の確保・育成が大きな課題となっている。元気高齢者が地域の担い手となることや、介護現場の負担軽減のために活躍することも求められている。

これら様々な課題に取り組むため、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は大変重要な計画となる。皆様には活発な議論を願ひし、高齢社会に対応できるようご意見をいただきたい。

(会長)

それでは、案件（2）「第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について」、案件（3）「高齢者基礎調査について」の説明を願います。

(高齢社会対策課長)

【資料1 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について、

資料2 高齢者基礎調査 調査項目（案）、資料2-1～2-6 高齢者基礎調査 調査票（案）、

資料2-7 高齢者基礎調査 調査票（案）に係る意見と修正の説明】

(会長)

回収率はどの程度を想定しているのか。

(高齢社会対策課長)

前回の回収率は、一番高い調査で65%、一番低い調査で42.4%であった。今回は回答しづらい設問を一部追加しているが、なるべく回収率を伸ばすよう工夫したい。

(会長)

できるだけ回収率を高められるように取組を進めてほしい。調査の精緻度は高いが、質問項目が多いため記入してもらえぬかが課題となる。生計のことを調査すると回収率が少し下るという調査の常識があるほか、ひきこもりに関する設問も含まれている。調査に対する質問には丁寧な対応をお願いしたい。

それでは、案件(4)「検討課題と分科会の設置について」の説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

**【資料3 検討課題および策定委員会分科会構成案の説明】**

(委員)

今後の共生社会を考えたときに、障害者をどう支えるか、という視点が重要と考える。障害者が高齢化していく中、現行の介護保険制度の全体像において、障害福祉に関連する事項がどのように結びつくのかご教示いただきたい。

(高齢社会対策課長)

地域共生型サービスという形で、障害福祉サービスと高齢者福祉サービスについても関連のある部分がある。分科会の構成いかに関わらず、頂戴したご意見は検討内容として話し合いを進めていきたい。

(会長)

今の改革の中で、共生型デイサービスや障害福祉と介護保険、高齢者福祉を一体的に考えようという国の指針がある。基本的にどこで議論するか、加えておくべきではないか。

地域共生の中で特に我が事と地域福祉計画をどう反映するかという政策の議論になる。次期計画に盛り込むことを今後どう内部で検討するかを決めることが不可欠と考える。

(高齢社会対策課長)

複合化する課題については、第7期計画の中でも「複合化している課題への対応」として、障害者が65歳以上になった場合でもより良いサービスを利用しやすくなるような共生型サービスの実施、介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所との連携に係る記載がある。今後、検討を進めていきたいと考えている。

(高齢施策担当部長)

高齢社会対策課長が申し上げたとおり、第7期計画でも障害者の高齢化の問題、介護と育児のダブルケアのような問題を生活支援の充実の中で取りあげている。今回の分科会構成に障害者サービス関連部署が入っていないとのご指摘のため、内部でどのような検討体制がよりふさわしいか検討したい。

(会長)

どう位置づけるかが大事である。検討をお願いしたい。

分科会の構成も少しメリハリをつけておくといい。人材確保などは、各テーマの中でかかわりを持ってくる。その辺りは重点施策として、今後の検討の中で特に集中して議論するなど、決めておくといよい。

それでは、案件（5）「国における介護保険制度の見直しの動向について」の説明をお願いします。

(委託事業者)

【資料4 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）国の検討状況について（令和元年9月末時点）の説明】

(会長)

特に強調して取り組まないといけない点を幾つか挙げるとしたらどれか。

(委託事業者)

個人的な考えとなるが、練馬区は都市部であることから、介護人材の確保と、高齢者数が多いことを踏まえ、いかにサービスを提供していくかという持続可能な制度の維持、介護現場の革新の部分は大きなポイントと考える。また、過去何回かご支援させていただいている中では、先ほどご議論もあったとおり、地域共生社会への取組については、先陣を切って取り組む必要があるだろうと考えている。

(会長)

人材確保は、他の自治体では、開設できない施設が幾つも散見されていることから緊急課題である。練馬区社会福祉事業団が運営する練馬介護人材育成・研修センターの研修機能などどう結びつけて対応していくのかということも含めて、大切な議論になるだろう。

地域共生社会については検討課題が出ているが、あまり議論されていないと思う。その動向を踏まえながら、特に生活支援サービスや総合事業といった地域支援事業の中で、どうそれぞれの参加を求めるか、参加の可能性を支援していくかという点が不可欠で、この点は各自自治体で温度差がはっきり出るところである。練馬区は、社会福祉協議会も生活支援コーディネーターを設けたりと、様々なチャレンジもしている。その中でどう特徴を絞るかが大きな課題になる。新しく取り組み始めなくても、今あるものの中でどう連携していくかが不可欠な議論になるため、それぞれの分科会でも重点課題にさせていただくことが大事である。介護保険だけではできない。どう参加を求めて進めていくのかという共助の部分である。その辺りをもう少し強調していかないと孤立予防にはならない。

医療との連携は大きなテーマになるので、医療との関係では医師会の方に出席していただきながら進めてほしい。国の検討状況はどうか。

(委託事業者)

社会保障審議会介護保険部会では、地域包括ケアシステムの推進のテーマの中で、医療と介護の連携が議論されている。保険者が取り組む事業としては在宅医療・介護連携推進事業というものがあり、手引が国から出されている。本年度は、その手引の内容を改訂するというような委託事業があると聞いており、本年度末には何らかの方向性が出てくる見込みである。その方向性等も踏まえながら、計画策定に臨む必要があると考えている。

(会長)

実際、医療など社会資源には各自治体で違いがある。どこが中核病院になるのかなど、その辺りも含めた動きが出てきたときに練馬区としてどうするのか、その都度考えていく必要がある。その点は調査して提案していただければと思う。

医師会所属の医師は約 600 人いて、大きな資源となる。その辺りをどう活用できるのかについても、今後の議論をしていただきたい。

それでは、案件（6）「看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

**【資料5 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設についての説明】**

(会長)

特別区の状況はどうか。

(介護保険課長)

23 区内にはまだ 22 カ所である。一番多いのが足立区の 4 カ所、次いで練馬区が 3 カ所となっている。

(委員)

看護小規模多機能型居宅介護だが、利用者がどの程度ケアマネジャーから説明を受けて利用できるような状況なのかがよく分からない。4 カ所を目標にされている中で、どれだけの需要を見込んでいるのか、また、現状はどれほどの周知がなされているのか。

(介護保険課長)

1 施設あたり定員は 29 名で、その 4 倍の定員数を第 7 期計画期間に整備していく考えである。

練馬区では、ケアマネジャーに対し地域密着型サービスのパンフレットを配布して説明をしている。新しくできた事業者についても、練馬区のケアマネジャーは比較的良好に理解してもらっているとの話は聞いている。例えば、退院直後のまだ病状が不安定なときに看護小規模多機能型居宅介護を活用していただくなど、医療機関からの退院に向けて、働きかけを行っている。

これまでのケアマネジャーではなく、施設でケアマネジメントをする形になるため、その連携等も必要となる。地域のケアマネジャーに対する説明は、今後も続けていきたい。

(委員)

小規模多機能型居宅介護は、やはり地域包括ケアシステムの中心になる施設だと考えている。

しかし、居宅サービスのケアマネジャーからすると、そこを利用することでケアマネジャーの手が離れてしまう点があり、周りからはあまり利用が進んでいないという声も聞くことはある。ただ、専門職としては、利用者にとってふさわしい事業者であれば、当然紹介すると思っているが、なかなか利用率は上がっていない現状があるという感覚は持っている。

(委員)

私は、特別養護老人ホームの整備がどんどん進むよりは、こういった色々な選択が図られるような施設が整備されていくこと自体は、歓迎している。

今、ケアマネジャーの立場からのご発言があったように、病院から在宅に帰るときに以前から関わってきたケアマネジャーが、自分の客を手放してケアマネジメントの部分を丸々背負ってもらうという提案をどのくらいできるのか、同じ事業者としてもなかなか難しいだろうと感じる。例え

ば、病院の相談員、MSW（医療ソーシャルワーカー）や地域包括支援センター職員が、実際にこの機能や役割をどの程度理解し、家族や当事者に対して説明ができているのだろうか、というところについては課題があるのではないか。

その辺りの理解が進んでいないことが、看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護がなかなか広がっていかない大きな要因にもなっているのではないかと思う。特別養護老人ホームが最期を過ごす施設であるとしても思われがちだが、特別養護老人ホームも含めて、看護小規模多機能型居宅介護が在宅にどう帰って地域で暮らしていただくのかというところの選択肢の一つに、ぜひ加えていただくような仕組みになると良い。

(委員)

今まで小規模多機能型居宅介護というと、グループホームと併設でなければ、練馬区の場合は開設できなかった。今回は、サービス付き高齢者向け住宅が併設ということで、他区市町村からも移動してきて、なじみのない地域で地域密着型サービスを利用する方もいるのだろうというのが1点ある。

もう1点は、やはり利用ニーズがなかなか表れないなかで、ケアマネジャーは理解されているという話だったが、どう伝えていけば利用者が増えるのだろうかと思っている。訪問介護も提供しているが、やはりヘルパーは点のサービスになり、小規模多機能型居宅介護を利用した方が良いような方は多い。

ただ、小規模多機能型居宅介護でも、基本的な部分が整っていない事業者の場合は、やはり外のケアマネジャーで3つの事業所が別々にショートステイ・訪問介護・デイサービスを提供する方がよほど良かった、小規模多機能型居宅介護になって生活の質が落ちたということも、見学に来る家族から聞くこともある。その部分は地域密着型サービスとしても質を上げていく、情報交換していくことが必要と考えている。

(介護保険課長)

既存の看護小規模多機能型居宅介護の利用率は70%まで上がっている状況がある。

今まで関わっていたケアマネジャーが看護小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントに移らないといけないことについて、十分な説明が必要という点をご指摘のとおりだと思ふ。その点はきちんとケアマネジャーにも理解していただけるようにしたい。このサービス自体は複合的なサービスで、住み慣れた自宅で、あるいは例えば病院から退院してきたときにも医療的ケアが不安であれば泊まりを利用して対応に慣れてから自宅に戻り、在宅サービスを利用する人を増やしていくなど、柔軟な対応ができるサービスだと考えている。区としては、きちんと周知できるようにしたい。

(会長)

制度上、新しいサービスができると、定着するまで難しいところもある。普及のために、今おっしゃったような努力をしていただきたい。また、各制度が分化して色々なものが出てくるが、相互関係がよく分からないところもあり、整理と分かりやすい周知は今後の課題とした方が良いでしょう。生活支援コーディネーターなど必置のもの以外は、やはり何から何までそのまま取り組むことは自治体には難しい。逆に人材面での対応が難しいので、整理していくような方針を持つことが計画の中では必要だと思う。

(委員)

看護小規模多機能型居宅介護事業所について、医療面が強いという意味合いもあるので病院の代わりになっていたり、宿泊サービスと通いサービスの比重など、色々な話を聞くことがある。実際に使うべき形での使い方がされているのかについて区でみてほしい。

(委員)

看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の費用面はどのくらい差があるのか。使いたくても使えない人もいるのではないだろうか。

(介護保険課長)

地域密着型サービスのリーフレットにも費用を掲載しているが、介護保険部分は定額だが、どれだけ宿泊をするか等によって費用が変わってくる。看護小規模多機能型居宅介護であれば、要介護3、1割負担の方が、通い週2回、訪問週2回、宿泊週1回の利用の場合、宿泊費、食事代等の単価の違いで、月利用額は約3万4,000円から約3万8,700円程度となる。小規模多機能型居宅介護であれば、要介護3、1割負担の方が、通い週2回、訪問週2回、宿泊週1回の利用の場合、月利用額は約3万1,000円から約3万5,700円となる。介護保険部分のサービス内容が異なるため、看護小規模多機能型居宅介護の方が若干高くなる。

(会長)

その価格によって利用できない人がいるのかどうか、それはまた別の議論として取り上げていただきたい。

それでは、案件(7)「特別養護老人ホームの開設について」、案件(8)「特別養護老人ホームの整備計画について」、案件(9)「都市型軽費老人ホームの整備計画について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料6 特別養護老人ホームの開設について、  
資料7 特別養護老人ホームの整備計画について、  
資料8 都市型軽費老人ホームの整備計画についての説明】

(委員)

どんどん特別養護老人ホームができてきているようだが、既存の特別養護老人ホームの利用率はほぼ100%に近いのか。あるいは、少しは空いているところがあるのか。

(高齢社会対策課長)

既存の特別養護老人ホームの利用率はほぼ100%であり、待機状況については、施設により100～300人ほどの待機を抱えている。

(会長)

特に2025年に向けて単身者や高齢夫婦のみ世帯が増加する。その中で要介護者をどうするのかという一つの対応の選択肢であると認識する。これらの施設を幾つか建てていくが、その整備数とともに、その施設がどう配置されていて、どう地域に貢献できているのか。社会福祉法人は地域貢献に取り組んでいるので、そのような議論も踏まえて進めていただきたい。建設される数だけではなく、その施設が地域で機能していけるかが大事なことである。

(委員)

練馬区社会福祉協議会では、「ねりま社会福祉法人等のネット」を設置し、連携を図っている。それぞれの法人で独自に取り組まれていることは今でもあるが、練馬、光が丘、石神井、大泉の4地域に分かれ、各地域の各法人に集ってもらい、お互いの連携の中で何か事業ができないか議論している。例えば、練馬地域では育秀会の施設を使用し、子どもの学習支援という体験型イベントを何回か重ねている。石神井地域では、石神井台特別養護老人ホーム秋月の場所を借り、福祉人材を対象とした講習会を開催している。

今後、特別養護老人ホームでも集会室が必ず作られるため、そういった場所を使わせてもらい、地域の活動団体等とも連携しながらより良い取組にしていけたらと思っている。

(会長)

数字の議論は出てくるが、それだけに留まらない。ぜひ資源という形で有効活用し、新しく建てた施設に対してもご配慮いただけるような取組を考えていってほしい。今後の共生社会としての大切な議論だと思うので、ご検討いただきたい。

(高齢施策担当部長)

特別養護老人ホームの整備は、在宅生活が困難な方のための受け入れ体制の整備ということで進めているが、会長からもお話があったように特別養護老人ホームは非常に大きな施設になるため、地域に新たな地域資源ができるという捉え方もできる。

現在、地域交流室を福祉避難所として活用するなどの計画はある。今後、さらにどのような活用が可能かということも、計画策定の中で検討させていただきたい。

(会長)

それでは、案件(10)「介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

#### 【資料9 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較の説明】

(会長)

看護小規模多機能型居宅介護の計画値と実績値の乖離が大きいとのことだが、事業所の設置は相手があっての話なので、いかんともしがたい。特別養護老人ホームの入所で区外に転出される方のことは分かるのか。

(介護保険課長)

直近の状況ではあるが、あきる野市、青梅市の特別養護老人ホーム、それから近くでは板橋区が転出先となっている。

(会長)

東京の西部に施設が多いため、そちらに入所する方もいるということだが、これはこれとして考えておく必要がある。今後の議論は、この数字から始まる。ぜひこの議論を深めてほしい。

それでは、案件(11)「その他」について、お願いします。

(介護保険課長)

#### 【参考1 練馬の介護保険状況について(9月分)、参考2 令和元年度練馬区介護の日記念事業(チラシ)の説明】

(会長)

では、案件については、以上で終了となる。最後に部長からひと言お願いしたい。

(高齢施策担当部長)

区長に代わり山内副区長から第8期計画策定についての諮問をお願いしたところである。今後、高齢者基礎調査を行い、高齢者の現状や課題を整理しながら、答申の作成に向けての議論を本格化させたい。皆様のお知恵をお借りしながら、解決策を見出していきたい。引き続き、よろしく願います。

(会長)

事務局から連絡事項等をお願いする。

(事務局)

**【次回の開催予定】**

(会長)

以上で、第5回練馬区介護保険運営協議会を終了する。